

山形県国民保護計画作成に向けた取り組みについて

1 山形県における国民保護関係条例の整備

山形県国民保護協議会条例

山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例

平成16年12月20日公布（同日施行）

2 指定地方公共機関の指定

ガス、運送、医療、放送事業者等関係事業者18法人を指定

3 山形県国民保護計画の作成時期

平成17年度（スケジュールは別紙のとおり）

4 山形県国民保護計画作成にあたっての基本的な方針

実効性のある国民保護計画の作成

- ・ 本県の地域特性、実情にあった想定事態に対応するシナリオにより具体性のある対応策を構築し、計画に反映させる。

国民保護法制に係る県民の理解の促進

- ・ 県国民保護協議会の委員を公募し、パブリックコメント等により県民の意見を広く求めるなど、計画作成段階から、県民の理解を求め、計画作成に反映させる。

- ・ 計画作成後は、リーフレットの全戸配布、説明会の開催等により周知を図る。

市町村、関係機関、民間事業者との連携の強化

- ・ 平素から関係機関との情報共有や連携の強化を図ることにより、事態対処措置の円滑な実施を目指す。
- ・ 計画作成段階から関係機関等との連携方法等の検討を進める。

指定地方公共機関の指定状況

事業種別		指定法人
ガス事業者		山形ガス株式会社 寒河江ガス株式会社 新庄都市ガス株式会社 鶴岡ガス株式会社 酒田天然ガス株式会社 庄内中部ガス株式会社 社団法人山形県エルピーガス協会
運送事業者	バス事業者	山交バス株式会社 庄内交通株式会社 社団法人山形県バス協会
	トラック事業者	第一貨物株式会社 社団法人山形県トラック協会
医療関係事業者		社団法人山形県医師会
放送事業者		山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形

平成17年4月26日現在 18法人

山形県国民保護計画作成に関する今後のスケジュールについて（案）

（平成16年度）

- 平成17年 3月
- ・基本指針作成（内閣官房）
 - ・都道府県国民保護モデル計画作成（消防庁）

【平成17年度】

- 平成17年 4月
- ・山形県国民保護協議会（第1回）開催
（県国民保護計画諮問、県の取組み説明）
- 6月
- ・山形県国民保護協議会幹事会（第1回）開催
- 7月
- ・山形県国民保護協議会（第2回）開催
（計画素案の審議）
- 9月
- ・山形県国民保護協議会幹事会（第2回）開催
- 10月
- ・山形県国民保護協議会（第3回）開催
（計画原案の審議、答申）
- 12月
- ・山形県国民保護計画（案）の内閣総理大臣協議
- 平成18年 2月
- ・山形県国民保護計画作成
 - ・山形県国民保護計画の県議会報告
- 3月
- ・市町村モデル計画作成（消防庁）
- （平成17年度目途）
- ・指定公共機関業務計画作成
- （平成18年度目途）
- ・市町村国民保護計画作成
 - ・指定地方公共機関業務計画作成

山形県国民保護計画作成に関する関係機関との推進体制

